

○ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第五十六条の規定に基づき、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（平成十八年農林水産省告示第四号）の一部を改正する件（平成二十四年農林水産省告示第十七号）

改 正 案

附 則

（直接清算参加者に対するトレード・エクスポートの信用リスク・アセットの額の算出に当たって簡便的手法を用いる場合に係る経過措置）

第二条 この告示の適用の日から平成二十五年六月二十九日までの間、この告示による改正後の農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準（次条において「新告示」という。）第二百四十七条の八第二項第四号の規定にかかわらず、ネットのアドオンの算出に当たっては、次の算式を用いることができる。

（算式略）

（適格中央清算機関に係る経過措置）

第三条 この告示の適用の日から平成二十六年三月三十日までの間に

おける新告示第一条第六号の三の規定の適用については、同号中「提供している者」とあるのは、「提供している者又は提供しようとする者」と読み替えるものとする。

現 行

附 則

（直接清算参加者に対するトレード・エクスポートの信用リスク・アセットの額の算出に当たって簡便的手法を用いる場合に係る経過措置）

第二条 この告示の適用の日から平成二十五年六月二十九日までの間、この告示による改正後の農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準第二百四十七条の八第二項第四号の規定にかかわらず、ネットのアドオンの算出に当たっては、次の算式を用いることができる。

（算式略）

（新設）

附 則

この告示は、平成二十五年三月三十一日から適用する。